

令和5年7月14日
愛媛大学

伊予銀行・愛媛銀行と遺贈寄附に関する連携協定を締結 ～サービスの充実と三井住友信託銀行を含む3行との連携体制を強化～

愛媛大学は、これまでに株式会社伊予銀行・株式会社愛媛銀行・三井住友信託銀行株式会社松山支店と、「遺言信託」による寄附に関する連携協定を締結（三井住友信託銀行は「遺言代用信託」を含む）しており、各金融機関において、本学への遺贈寄附に関する相談等を受け付けていました。

今回、これまでの遺言信託のサービスに加えて、伊予銀行とは「遺言代用信託及び遺言書作成コンサル」のサービスの提供を追加し、愛媛銀行とは「遺言代用信託」のサービスの提供を追加する連携協定を締結しました。

これにより、伊予銀行・愛媛銀行・三井住友信託銀行による提供サービスの充実及び連携体制が強化され、本学へ遺贈寄附を検討している方にとって、よりその意思に沿った遺贈寄附の実施が可能となりました。

つきましては、取材くださいますようお願いいたします。

記

協定締結日：令和5年7月14日（金）

締結金融機関：株式会社伊予銀行

株式会社愛媛銀行

（三井住友信託銀行株式会社松山支店とは既に締結済み）

提供サービス：伊予銀行・・・遺言信託、遺言代用信託(新)、遺言書作成コンサル(新)

愛媛銀行・・・遺言信託、遺言代用信託(新)

三井住友信託銀行・・・遺言信託、遺言代用信託

※遺言代用信託は、これまでの遺言信託による寄贈より、簡易な手続きで寄附が行えます。

協定に関する問い合わせ先

愛媛大学基金室 今岡

TEL：089-927-8346

提供サービスに関する問い合わせ先

各金融機関担当窓口（別紙参照）

※送付資料3枚（本紙を含む）

提供可能な商品・サービスの概要

●伊予銀行【問い合わせ先：法人コンサルティング部（担当：殿河内・三瀬） TEL（089）907-1062】

名称	商品・サービスの概要
遺言代用信託 (まごころレター)	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまが当行に金銭を信託財産として預け、それを誰に遺すかを決めておくことができる商品です。 ・お客さまが信託財産の全部または一部を愛媛大学に遺す旨の意思を表示しておくことで、ご相続発生後に当行が信託財産を愛媛大学にお渡しします。
遺言コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ・当行がお客さまの遺言書作成をお手伝いするサービスです。 ・遺言書の中で、愛媛大学を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛大学に遺産が寄付されます。
遺言信託(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。 ・遺言書の中で、愛媛大学を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛大学に遺産が寄付されます。

(※1) 三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。

●愛媛銀行【問い合わせ先：お客様サービス部（担当：中森・堀池） TEL（089）933-8371】

名称	商品・サービスの概要
遺言代用信託(※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの金銭財産を安心安全に運用し、通常の相続手続きとは異なり、簡潔なお手続きで受取人が預金として財産を受け取ることができる商品です。 ・お客さまにご相続が発生した際に、お預かりした金銭を、遺言書を作成することなく、愛媛大学に寄付できるようになります。
遺言信託(※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・三井住友信託銀行がお客さまの遺言書作成のお手伝い、遺言書の保管、相続発生後の遺言執行を行うサービスです。 ・遺言書の中で、愛媛大学を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛大学に遺産が寄付されます。

(※2) オリックス銀行株式会社の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。

(※3) 三井住友信託銀行株式会社の信託代理店として取扱い(媒介)いたします。

●三井住友信託銀行【問い合わせ先:松山支店 TEL (089) 932-2212】

名 称	商品・サービスの概要
遺言代用信託	<ul style="list-style-type: none">・お客さまにご相続が発生した際、あらかじめご指定いただいた寄付先に、お預かりしている信託財産を一括で寄付する商品です。・お客さまには、愛媛大学を含む参加大学の中から寄付先をご選択いただきます。
遺言信託	<ul style="list-style-type: none">・遺言書を作成するアドバイスや、作成後の遺言内容の見直しサポート、遺言執行者としての手続きまで責任を持ってお引き受けいたします。・遺言書の中で、愛媛大学を遺産の全部または一部の受取人として指定しておくことで、ご相続発生後に愛媛大学に遺産が寄付されます。